

蒲郡市子育て世代包括支援センター事業実施要綱

(趣旨)

第1条 蒲郡市子育て世代包括支援センター事業（以下「事業」という。）の実施については、蒲郡市保健医療センターの設置及び管理に関する条例（平成6年蒲郡市条例第3号。以下「条例」という。）及び蒲郡市保健医療センター管理規則（平成6年蒲郡市規則第5号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(職員)

第2条 事業実施のため、次に掲げる職員を置く。

- (1) 保健、医療等に関する専門知識を有する保健師
- (2) 保育士等の保育、子育て支援等に関する知識及び経験を有する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、事業の実施に必要と認める者

(情報の収集等)

第3条 蒲郡市子育て世代包括支援センターは、妊産婦、乳幼児等の実情を把握するため、面談、訪問等により情報の収集を行うものとする。

2 子育て、福祉、教育等の担当部署は、条例第2条第3号に規定する支援（以下「支援」という。）を要すると判断される妊産婦、乳幼児等（以下「支援対象者」という。）を把握したときは、当該担当部署は、速やかに蒲郡市子育て世代包括支援センターに当該支援対象者に関する情報を提供するものとする。

3 蒲郡市子育て世代包括支援センターは、前2項の規定により収集した情報を一元管理し、支援対象者に対し適切な支援を行うとともに、必要に応じて適切な支援を行うことができる担当部署に支援対象者に関する情報を提供するものとする。

(雑則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。